

## 「政策単位での移管」の対象とする重要な政策事項の指定について

### 指定項目

長野県公文書管理規程（案）の別表第1の付表の2の総括公文書管理者が指定するものとして、次の基準及びその例を定める。

#### **基準1 災害、事故及び事件への対処**

大北森林組合等補助金不適正受給事案への対応

東日本大震災・長野県北部地震災害への対応

御嶽山噴火災害への対応

令和元年東日本台風災害への対応

新型コロナウイルス感染症への対応 等

#### **基準2 行政等の新たな仕組みの構築**

公文書等管理条例の制定 等

【参考】長野県公文書管理規程（案）別表第1  
（付表）

#### 2 政策単位での保存期間の満了時の措置

県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い歴史的に重要な政策事項で、社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるものとして、総括公文書管理者が長野県公文書審議会の意見を聴取して指定するものに係る小分類の保存期間の満了時の措置については、1の規定にかかわらず、移管とするものとする。

## 国・他県の重要な政策事項

重要な政策事項	
国 (ガイド ライン)  例 示	<p>(2) 政策単位での保存期間満了時の措置</p> <p>① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。</p> <p>(災害及び事故事件への対処) 阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連等</p> <p>(我が国における行政等の新たな仕組みの構築) 中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等</p> <p>(国際的枠組みの創設) 気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等</p> <p>② 総括文書管理者は〇〇省における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。</p>
熊本県 (告示)  限定列挙	<p>熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則（平成24年熊本県規則第25号）第6条第5号の知事が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、庶務、服務、経理その他の定型的業務に関する事項を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村合併に関する事項</li> <li>2 熊本市の政令指定都市移行に関する事項</li> <li>3 川辺川ダムの事業計画の策定又は改廃及びその経緯、補償、ダムの関連事業として実施した事業、ダム建設の白紙撤回及びその後の治水対策の検討並びに地域振興に関する事項</li> <li>4 天草空港の構想、建設及び開港に関する事項</li> <li>5 平成11年発生不知火海高潮災害、平成15年発生県南集中豪雨災害及び平成24年発生熊本広域大水害に関する事項</li> <li>6 平成14年発生レジオネラ属菌感染問題対策及び平成21年発生新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策に関する事項</li> <li>7 ハンセン病施策に関する事項</li> <li>8 水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項（診療費請求のために提出された診療報酬明細及び療養費支給申請に関する事項を除く。）</li> <li>9 有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」の策定、変更及びその進捗よく管理に関する事項（個々の事務又は事業の実施に関する事項を除く。）</li> <li>10 平成16年発生BSE（牛海綿状脳症）対策、平成22年宮崎県発生口蹄（てい）疫対策、平成26年発生鳥インフルエンザ対策及び平成28年発生鳥インフルエンザ対策に関する事項</li> <li>11 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項</li> <li>12 平成28年熊本地震による災害に係る被害状況、被災者の救助及び支援並びに被災施設等の復旧並びに当該災害からの復興に関する事項</li> <li>13 天下一家の会（第一相互経済研究所及び関係法人）に関する事項</li> <li>14 平成2年オウム真理教波野村進出に関する事項</li> </ol>

<p>滋賀県 (規程)</p> <p>例 示</p>	<p>(2) 特に重要な政策事項等に関する文書 社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるような特に重要な政策事項等に関する文書は、前号アの表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信楽高原鐵道列車事故</li> <li>・ 東海道新幹線栗東新駅設置の中止に至る経緯</li> <li>・ 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例に関連するいわゆるせっけん運動の経緯および同条例の制定後の施策等</li> </ul>
<p>高知県 (規程)</p> <p>例 示</p>	<p>(2) 政策単位での保存期間満了時の措置 県として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく県全体として対応し、その教訓が将来にいかされるような次のものについては、ⅠからⅤまでに照らして、(1)の表において「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。</p> <p>① <u>災害及び事故事件への対処</u> 繁藤災害関連、昭和50・51年台風被害関連、98'高知豪雨関連、モード・アバンセ事件関連等</p> <p>② <u>県における行政等の新たな仕組みの構築</u> 公文書管理制度の制定、行政手続条例の制定、情報公開条例の制定等</p>
<p>三重県 (規程)</p> <p>例 示</p>	<p>(2) 政策単位での保存期間満了後の措置 (1)の表に掲げる公文書のほか、県として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるような以下のものについては、Ⅰ～Ⅴに照らして、(1)の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。</p> <p>(特筆すべき行事の開催に関する事項) 伊勢志摩サミット関連、三重とこわか国体・三重とこわか大会関連、まつり博、・・・</p> <p>(災害、事件、事故等への対応) 伊勢湾台風関連、東紀州大水害関連、・・・</p> <p>(行政等の新たな仕組みの構築) 公文書管理条例制定、情報公開条例制定、・・・</p>